解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十月十八日開催の臨時社員総会の決議並びに熊本県知事の認可により、平成三十年二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年三月二十二日

熊本県人吉市駒井田町二四三番地の一

医療法人社団邦和会

清算人　辻　郁子

第四十七期決算公告

平成二十九年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	二五八、四九三
固定資産	五、六五七
合計	二六四、一五一
負債及び純資産の部	
流動負債	二〇六、五三一
株主資本	五七、六二〇
資本金	五八、七五〇
資本剰余金	四八、七五〇
資本準備金	四八、七五〇
利益剰余金	△四九、八七九
利益準備金	四三〇
その他利益剰余金	△五〇、三〇九
（うち当期純損失）	（五一、二〇九）
合計	二六四、一五一

平成三十年三月二十二日

東京都中央区銀座八丁目十八番十一号

株式会社スリーピー

代表取締役社長　加地　一章

第七十六期決算公告

平成二十九年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部	
流動資産	四、二八〇
固定資産	一、一九二
合計	五、四七三
負債および純資産の部	
流動負債	二、七七三
固定負債	四九八
株主資本	二、二〇〇
資本金	四〇
利益剰余金	二、一六〇
利益準備金	一〇
その他利益剰余金	二、一五〇
（うち当期純利益）	（三六〇）
評価差額金	〇
合計	五、四七三

平成三十年三月二十二日

東京都港区東新橋一丁目五番二号

株式会社電通パブリックリレーションズ

代表取締役社長執行役員　畔柳　一典

配当公告

秋田県能代市二ツ井町字比井野九一番地

破産者　株式会社岡太屋

右の者に対する秋田地方裁判所能代支部平成二十九年（フ）第二二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八八、八五四、六四七円

一、配当することのできる金額

金一五、一二七、〇〇〇円

平成三十年三月二十二日

秋田県大館市赤館町二番三号

破産管財人弁護士　山口　謙治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県清須市西枇杷島町小田井二丁目一一番地三、最後の住所岩手県花巻市石鳥谷町八幡第一地割一三番地二

被相続人　亡　渡邉　綠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

事務所岩手県花巻市花城町一二番六号

相続財産管理人　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県最上郡最上町大字富澤八八七番地七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　阿部　與一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

山形市旅篭町二丁目一番四号　霞城東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金山　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市福原四二七六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　保坂　德紘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

事務所茨城県水戸市五軒町一丁目五番四八号中村ビル三階

相続財産管理人　弁護士　小松原裕介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県坂戸市伊豆の山町一〇番地、最後の住所埼玉県坂戸市伊豆の山町一〇番地（七―三〇五）

被相続人　亡　堀内　義治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一弁護士法人川越法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西里　壮史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道浦河郡浦河町荻伏町八番地、最後の住所千葉県柏市藤ケ谷五三七番地一一

被相続人　亡　三好　英二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

事務所千葉県柏市柏二丁目六番七号　佐山ビル三階　弁護士法人千代田オーク法律事務所柏支所

相続財産管理人　弁護士　角田　崇彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市通一丁目二七〇七番地、最後の住所千葉県市川市市川一丁目二五番一六号

被相続人　亡　小泉　伸佼

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番一〇号大塚ビル四階　弁護士法人谷口綜合法律事務所、選任時の住所神奈川県相模原市中央区中央三丁目一四番一二号山久第一ビル七階

相続財産管理人　弁護士　谷口　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区麻溝台六丁目二六七八番地、最後の住所神奈川県相模原市南区麻溝台六丁目一八番九号

被相続人　亡　小島　信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

事務所千葉県船橋市前原西二―一三―一三大塚ビル五階　牧野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山下富佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市福原四二七六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　保坂　德紘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

事務所茨城県水戸市五軒町一丁目五番四八号中村ビル三階

相続財産管理人　弁護士　小松原裕介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県坂戸市伊豆の山町一〇番地、最後の住所埼玉県坂戸市伊豆の山町一〇番地（七―三〇五）

被相続人　亡　堀内　義治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

事務所千葉県柏市柏二丁目六番七号　佐山ビル三階　弁護士法人千代田オーク法律事務所柏支所

相続財産管理人　弁護士　角田　崇彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市通一丁目二七〇七番地、最後の住所千葉県市川市市川一丁目二五番一六号

被相続人　亡　小泉　伸佼

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

第160期決算公告

2018年3月22日

栃木県足利市錦町27番地1

足利ガス株式会社

代表取締役　石川　恭敬

貸借対照表の要旨　（2017年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
固定資産	3,861	固定負債	1,644
流動資産	1,060	流動負債	1,791
		負債合計	**3,435**
		株主資本	1,485
		資本金	50
		資本剰余金	1
		資本準備金	1
		利益剰余金	1,517
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	1,504
		（うち当期純利益）	(284)
		自己株式	△82
		純資産合計	**1,485**
資産合計	**4,921**	**負債・純資産合計**	**4,921**